

令和6年度 一般会計補正予算（第15号）主要事業一覧表

| 款 | 2. 総務費 | 項 | 1. 総務管理費 | | | | | | | | | |
|------------------|--|---------|---|--|---------|-------|-----------------|--|-----------|-------|------------------|--|
| 目 | 事務・事業名 | 補正額(千円) | 主要な事務・事業の説明 | | | | | | | | | |
| 5. 財産管理費 | 財産管理事務 [増額] | 95,803 | <p>【事業内容】 市有財産の維持保全、処分及び管理運用を行う。</p> <p>【補正理由】 普通交付税について、国の令和6年度補正予算（第1号）により増額され、昨年12月に2億9,559万3千円が追加配分された。 このうち9,580万3千円が、今後、臨時財政対策債を償還するための「臨時財政対策債償還基金費」として交付されたことから、これを市債管理基金に積み立てるもの。</p> <p>【積算根拠】 ・市債管理基金積立金 95,803 千円</p> | | | | | | | | | |
| 8. 公共交通 対策費 | 一般旅客自動車 運送事業者 運行支援事業 【物価高騰対策】 [新規] | 3,002 | <p>【事業内容】 物価高騰等の影響を受けている一般旅客自動車運送事業者を支援する。</p> <p>【補正理由】 公共交通運行維持のため、事業者の運行支援に係る支援金を計上するもの。</p> <p>【積算根拠】 ・一般旅客自動車運送事業者運行支援金 3,002 千円 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">①バス事業者分</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">1,802</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">（1台当たり34千円×53台）</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">②タクシー事業者分</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">1,200</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">（1台当たり12千円×100台）</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></td> </tr> </table> </p> | | ①バス事業者分 | 1,802 | （1台当たり34千円×53台） | | ②タクシー事業者分 | 1,200 | （1台当たり12千円×100台） | |
| ①バス事業者分 | 1,802 | | | | | | | | | | | |
| （1台当たり34千円×53台） | | | | | | | | | | | | |
| ②タクシー事業者分 | 1,200 | | | | | | | | | | | |
| （1台当たり12千円×100台） | | | | | | | | | | | | |

| 款 | 3. 民 生 費 項 | 1. 社 会 福 祉 費 | | |
|----------|--|--------------|--|--|
| 目 | 事務・事業名 | 補正額(千円) | 主 要 な 事 務 ・ 事 業 の 説 明 | |
| 5. 老人福祉費 | 介護事業所 物価高騰対策 支援給付金 支給事業 【物価高騰対策】 [新規] | 14,790 | <p>【事業内容】</p> <p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている介護事業所の経済的な負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、給付金を支給する。</p> <p>【補正理由】</p> <p>対象施設への支援金の支給に必要な経費を計上するもの。</p> <p>【積算根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所物価高騰対策支援給付金 14,790 千円 （ <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系 30千円×59事業所 1,770 ・通所系 100千円×36事業所 3,600 ・入所系 10千円×定員総数942人 9,420 ） | |

| 款 | 3. 民 生 費 項 | 2. 児 童 福 祉 費 | | |
|----------|---|--------------|---|--|
| 目 | 事務・事業名 | 補正額(千円) | 主 要 な 事 務 ・ 事 業 の 説 明 | |
| 2. 児童措置費 | ひとり親世帯 生活支援給付金 支給事業 【物価高騰対策】 [新規] | 18,683 | <p>【事業内容】</p> <p>低所得者世帯支援給付金の対象とならないひとり親世帯に対し経済的な支援を行うため、1世帯につき3万円及び18歳以下の児童1人につき2万円を支給する。</p> <p>【補正理由】</p> <p>低所得者世帯支援給付金の対象とならない児童扶養手当受給者に対する給付金の支給に必要な経費を計上するもの。</p> <p>【積算根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯生活支援給付金 18,400 千円 （ <ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当受給者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯：30千円×300世帯 9,000 ・対象児童：20千円×470人 9,400 ・事務費（振込手数料、郵便料等） 283 ） | |

| 款 | 3. 民 生 費 | 項 | 2. 児 童 福 祉 費 | |
|---------------------|---|---------|--|--|
| 目 | 事務・事業名 | 補正額(千円) | 主 要 な 事 務 ・ 事 業 の 説 明 | |
| 3. 児 童 福 祉 施 設 費 | 保育施設等物価 高騰対策支援 給付金支給事業 【物価高騰対策】 [新 規] | 2,900 | <p>【事業内容】</p> <p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている保育施設等の経済的負担の軽減及び安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、施設形態に応じた給付金を支給する。</p> <p>【補正理由】</p> <p>対象施設への支援金の支給に必要な経費を計上するもの。</p> <p>【積算根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設等物価高騰対策支援給付金 2,900 千円 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定員20人未満の保育所、地域型保育事業所、 認可外保育施設：100千円×8施設 800 ・ 定員20～100人未満の保育所・認定こども園・ 幼稚園：150千円×8施設 1,200 ・ 定員100人以上の保育所・認定こども園・幼稚園 ：300千円×3施設 900 </div> | |

| 款 | 6. 農 林 水 産 業 費 | 項 | 1. 農 業 費 | |
|------------|---------------------------------------|---------|---|--|
| 目 | 事務・事業名 | 補正額(千円) | 主 要 な 事 務 ・ 事 業 の 説 明 | |
| 4. 畜 産 業 費 | 畜産経営 緊急支援事業 【物価高騰対策】 [新 規] | 1,000 | <p>【事業内容】</p> <p>物流コストの上昇や燃油・飼料の価格高騰、市場価格の低迷等により影響を受けている畜産農家の負担を軽減し、経営の安定を図るため支援金を支給する。</p> <p>【補正理由】</p> <p>畜産農家に対して、支援金を支給するための費用を計上するもの。</p> <p>《給付対象》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 乳用牛及び肉用牛を飼育している農業経営者 (農業法人を含む) ・ 要件 令和7年2月1日時点で飼養していること ・ 支援金 令和6年6月から令和7年2月に購入した粗飼料について、令和5年6月の購入価格と比較し、価格高騰分を補助する。 <p>【積算根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産経営緊急支援金 1,000 千円 (上限額100円×10,000個) | |

| 款 | 7. 商 工 費 項 | 1. 商 工 費 | |
|----------|---|----------|---|
| 目 | 事務・事業名 | 補正額(千円) | 主 要 な 事 務 ・ 事 業 の 説 明 |
| 2. 商工振興費 | 子育て・高齢者 世帯応援地域 商品券発行事業 【物価高騰対策】 [新 規] | 115,000 | <p>【事業内容】</p> <p>物価高騰の影響が大きい子育て・高齢者世帯の生活を支援するため、地域商品券を発行する。</p> <p>【補正理由】</p> <p>商品券発行に要する経費を計上するもの。</p> <p>【対象世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生以下（18歳以下）の子供がいる世帯 ・ 高齢者（75歳以上）がいる世帯 <p>【積算根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て・高齢者世帯応援地域商品券発行业務委託料 100,800 千円 <p>〔 （児童分） 5 千円×6,000人=30,000千円 （高齢者分） 5 千円×11,000人=55,000千円 （委託費） 15,800千円 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務費（商品券郵送料等） 14,200 |
| | 省エネルギー 対策推進事業 【物価高騰対策】 [新 規] | 19,500 | <p>【事業内容】</p> <p>市内事業者および商店街等が、事業所内の照明機器および商店街の街路灯をLEDに更新する経費を補助する。</p> <p>【補正理由】</p> <p>市内事業者および商店街等の省エネルギー化を推進するための補助金を計上するもの。</p> <p>《 補助対象 》</p> <p>農林漁業（法人、団体等を除く）、公務・公営を除く全業種で、宮古市内に事業所（事業場）を有する事業者および商店街振興組合等</p> <p>《 補助内容 》</p> <p>事業を行う事務所・店舗・工場の照明器具および商店街の街路灯をLED照明へ切替を行う場合に、その経費の1/2相当分を補助する。</p> <p>【積算根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー対策推進事業費補助金 19,500 千円 (上限額300千円×65者) |

| 款 | 7. 商 工 費 項 | 1. 商 工 費 | |
|----------|--|----------|---|
| 目 | 事務・事業名 | 補正額(千円) | 主要な事務・事業の説明 |
| 2. 商工振興費 | 貨物自動車 運送業事業継続 緊急支援事業 【物価高騰対策】 [新規] | 22,050 | <p>【事業内容】 燃料価格高騰により経営を圧迫されている市内貨物自動車運送事業者の負担軽減を目的とし、燃料購入費の一部を支援する。</p> <p>【補正理由】 貨物自動車運送事業者の燃料購入費に対する支援金を計上するもの。</p> <p>【積算根拠】 ・貨物自動車運送業事業継続緊急支援金 22,050 千円 (63千円×350台)</p> |
| | 自動車運転 代行業事業継続 緊急支援事業 【物価高騰対策】 [新規] | 210 | <p>【事業内容】 燃料価格高騰により経営を圧迫されている市内自動車運転代行業事業者の負担軽減を目的とし、燃料購入費の一部を支援する。</p> <p>【補正理由】 自動車運転代行業事業者の燃料購入費に対する支援金を計上するもの。</p> <p>【積算根拠】 ・自動車運転代行業事業継続緊急支援金 210 千円 (14千円×15台)</p> |
| 3. 観光費 | 一般旅客自動車 運送事業者 運行支援事業 【物価高騰対策】 [新規] | 680 | <p>【事業内容】 物価高騰等の影響を受けている一般旅客自動車運送事業者を支援する。</p> <p>【補正理由】 貸切観光バス運行維持のため、事業者の運行支援に係る支援金を計上するもの。</p> <p>【積算根拠】 ・貸切観光バス事業者運行支援金 680 千円 対象事業所：3社 (34千円×20台)</p> |